

Title	中近世スペインの異端審問とコンベルソ： エストレマドゥーラ都市シウダー・ロドリゴを例に
Sub Title	The inquisition and the Jewish converted in medieval and early modern Spain : in case of Extremaduran city Ciudad Rodrigo
Author	関, 哲行(Seki, Tetsuyuki)
Publisher	慶應義塾大学言語文化研究所
Publication year	2019
Jtitle	慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.50 (2019. 3) ,p.333- 346
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000050-0333">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000050-0333</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 中近世スペインの異端審問とコンベルソ

## ——エストレマドゥーラ都市シウダー・ロドリゴを例に——

関 哲 行

### 1. はじめに

近世スペインの宗教的マイノリティとしては、ユダヤ人とコンベルソ（改宗ユダヤ人）ないしまラーノ（偽装改宗者）がよく知られている。コンベルソやマラーノの多くは、中世末の反ユダヤ運動とユダヤ人追放令により、改宗か追放かの二者択一を迫られた事実上の強制改宗者であった。短期間でのスペイン社会への同化は容易ではなく、そのため異端審問所に告発され、火刑を含む有罪判決を受けるコンベルソが続出した。コンベルソの置かれた状況は、異端審問管区——15世紀末に16管区設置され、その後しばしば改変された——により、少しずつ異なった相貌を見せたが、本稿では、近世エストレマドゥーラ地方の都市シウダー・ロドリゴのコンベルソに焦点を合わせる。

シウダー・ロドリゴは、12世紀に再征服されたポルトガルとの国境沿いの中規模都市で、複数の小都市を管区内に擁する司教座都市でもあった。ユダヤ人街は、カテドラル近くに置かれたが、1481年サンティアゴ門近くの囲壁外に移設された。家族係数を5として算出した、1486年のシウダー・ロドリゴの住民台帳によれば、「旧キリスト教徒」（4世代を遡り、異教徒の「血」の混じっていない伝統的キリスト教徒）約3600人に対し、ユダヤ人は約380人で、都市人口に占めるユダヤ人の比率は9パーセント強であった。これらのユダヤ人の多くは、靴職、皮革職などの手工業、小売商業に従事する一方、一部に絹織物商業や金融業、徴税請負に携わる有力ユダヤ人、医者やラ

び、教師などの自由業従事者も確認される<sup>(1)</sup>。

1492年のユダヤ人追放令を機に、スペインのユダヤ人約35000人——追放ユダヤ人総数の2分の1～3分の1に相当し、シウダー・ロドリゴのそれを含む——が、この都市を經由してポルトガルへ出国した。しかしポルトガルで1496年にユダヤ人追放令が公布され、1543年に異端審問制度が導入されると、以後、多くのコンベルソがアムステルダムに亡命、あるいはスペインに還流した。スペインが三十年戦争に介入した1621年、フェリーペ4世の宰相オリバーレスが、帝国防衛の戦費や兵站確保の必要から、ポルトガル系有力コンベルソを積極的に誘致したためである。重商主義政策に基づくコンベルソ誘致策は、1643年のオリバーレス失脚と共に頓挫し、17世紀中葉以降、異端審問所のコンベルソ摘発が再び活発となる<sup>(2)</sup>。

多数のユダヤ人やコンベルソの通過地点であったことから、リエレーナ異端審問管区に属するシウダー・ロドリゴには、中規模都市とはいえ多くの異端審問記録が伝来する。本稿の目的は、中近世の異端審問制度を概観した上で、異端審問記録を手掛かりに、近世スペイン都市シウダー・ロドリゴのコンベルソを取り巻く状況を一瞥することにある<sup>(3)</sup>。

## 2. ユダヤ人追放へ向けて

14～15世紀のスペイン社会は、ペストによる大幅な人口減少、貧民の増加、戦争や内乱の多発を背景に、深刻な危機と再編の時代に入った。ユダヤ人共同体も巻き込んだ封建制社会の危機の中で、キリスト教徒のユダヤ人観も大きく変化し、ユダヤ人を「潜在的キリスト教徒」とする、13世紀までの楽観的ユダヤ人観はほぼ消滅した。高利貸しや徴税請負によってキリスト教徒を収奪し、聖体冒瀆を繰り返す悪魔サタンの手先。邪悪な信仰に固執して、メシアとしてのイエスを殺害した「神殺しの民」。井戸に毒物を投げ込んでペストを発症させ、キリスト教社会の破壊を目論むムスリムの同盟者。こうしたユダヤ人との「共存」は不可能とされ、物理的手段によるユダヤ人政策が追求されることになる。ユダヤ人の「負のイメージ」が累積され、キリスト教徒のユダヤ人観は、悲観論へと決定的に傾斜した。1391年の反ユダ

ヤ運動、15世紀末の新たな異端審問制度の導入、ユダヤ人追放令は、それを端的に示すものである<sup>(1)</sup>。

#### (ア) 反ユダヤ運動と新たな異端審問制度の導入

スペイン有数のユダヤ人居住都市セビーリヤでは、1370年代以降エシハの聖堂助祭フェラント・マルティーネスが、生活苦にあえぐキリスト教徒民衆への反ユダヤ説教を繰り返していた。反ユダヤ運動の鎮静化を目指したカステリーリヤ王とセビーリヤ大司教が相次いで没し、権力の空白が生じた1391年6月セビーリヤで、民衆を主体とする大規模な反ユダヤ運動が発生した。6月にセビーリヤで始まった反ユダヤ運動は、数カ月の間にコルドバ、トレード、バレンシア、バルセローナ、ブルゴスなどの主要都市に飛び火し、全国規模でのユダヤ人虐殺とユダヤ人の強制改宗、シナゴグ破壊を誘発した。1391年の反ユダヤ運動は、民衆を主体とする全国規模の反ユダヤ運動という点で、それまでの反ユダヤ運動と一線を画するものであり、主要都市のユダヤ人共同体に壊滅的な打撃を与えた。1391年はユダヤ人追放へ向けての起点となったのである<sup>(2)</sup>。

15世紀初頭にはドミニコ会士ビセンテ・フェレール（ビセン・ファレ）が、多くの信徒を伴いスペイン各地で反ユダヤ説教を行い、同様に多くのユダヤ人を改宗させた。アヴィニオン教皇ベネディクトゥス13世が司宰し、政治性を強く帯びた1413～14年のトルトーサ（トゥルトーザ）討論では、コンベルソ知識人ヘロニモ・デ・サンタ・フェ——ビセンテ・フェレールにより改宗——が、発言の自由を封じられたユダヤ人ラビを論破し、キリスト教教義の優位性を演出した。14世紀末のスペインのユダヤ人は約25万人と推定されるが、こうした反ユダヤ運動や反ユダヤ説教、反ユダヤ討論により、15世紀末までに約15万人が改宗したといわれる<sup>(3)</sup>。

#### (イ) コンベルソ問題

カトリック教会や王権が組織的なコンベルソ教化策をとらなかったこともあり、多数の強制改宗者を含むコンベルソの同化は容易ではなかった。改宗後もコンベルソはユダヤ人地区に居住し、ユダヤ人と緊密な社会・経済・家族関係を維持しながら、従来と同様の職業に従事していたのである。そのた

めコンベルソの中には、ユダヤ教の宗教儀礼を実践し続ける者が続出した。1449年にトレードで勃発した反コンベルソ暴動と、その過程で制定された「判決法規」は、コンベルソへの不信を表明したものに他ならない。「判決法規」によりユダヤ人の家系に連なる者、「偽装改宗者」の可能性を孕む者は、「旧キリスト教徒」を支配する都市官職保有を禁じられたのである。16世紀以降スペイン社会に浸透する「血の純潔規約」は、この「判決法規」を敷衍したもので、コンベルソは都市官職のみならず、国王官職、教会・修道院、大学などから排除された<sup>(4)</sup>。

コンベルソのフランシスコ会士アロンソ・デ・エスピーーナが、1458年頃に著したのが『信仰の砦』であり、コンベルソ問題への対処の指針として、カトリック両王（カスティーリヤ女王イサベル1世とアラゴン王フェルナンド2世）のユダヤ人、コンベルソ政策にも大きな影響を与えた。エスピーーナによれば、ユダヤ人はイエスの神性とメシア性、聖母マリアの聖性を否定し、キリスト教社会の破壊を目論む「悪魔サタンの兄弟」に他ならなかった。イエスを聖母マリアと異邦人パンテラとの不義の子とする、ユダヤ人の伝統的イエス観は、キリスト教への重大な冒涇であって、到底許されるものではない<sup>(5)</sup>。

コンベルソの多くは、こうしたユダヤ人の継承者であり、ユダヤ教の宗教儀礼を実践し続ける「偽装改宗者」、「『信仰の砦』を脅かす最悪の異端者」であった。従ってユダヤ人とコンベルソの接触を断つことは、王権や教会の喫緊の課題とされ、ユダヤ人、コンベルソ問題に対処するための新たな異端審問所の設立とユダヤ人追放を提言する。ユダヤ人追放については7世紀初頭の西ゴート王国、13～14世紀のイングランドやフランスに先例があるとし、ユダヤ人とコンベルソ問題の最終的解決、キリスト教社会の純化と防衛のために不可欠の施策とされた。エスピーーナの提言は、同じコンベルソの高位聖職者で、カトリック両王の側近となるドミニコ会修道院長にして、初代異端審問長官（異端審問会議議長）トマス・デ・トルケマードの「導きの糸」ともなった<sup>(6)</sup>。

#### （ウ）ユダヤ人追放

新たな異端審問制度はコンベルソの「真の改宗」を目的とした、国家と教

会の組織的対応を意味し、コンベルソへの不信を払拭できない「旧キリスト教徒」、とりわけ民衆の強い支持を受けた。この異端審問所をもってしても、巧妙な「偽装改宗者」を防止できず、コンベルソ問題の抜本的解決には至らなかった。しかも異端審問所は特殊な場合を除き、異教徒であるユダヤ人への裁判権をもたず、ユダヤ人が存在する限り、コンベルソの「真の改宗」は期待できなかったのである<sup>(7)</sup>。

こうした中でカトリック両王は1492年3月、異端審問所や国王側近の有力コンベルソのかねてからの要求に沿って、ユダヤ人追放令を発した。ユダヤ人に4か月以内の改宗か追放の二者択一を迫ったユダヤ人追放令の目的は、ユダヤ人の追放ではなく、ユダヤ人とコンベルソの「真の改宗」にあった。ユダヤ人追放による宗教的統合は、言語やエスニシティ、法制度を異にするモザイク国家スペインの政治・社会統合に不可欠の手段であり、「絶対王政」の大前提でもあった。1492年3月の追放令により、数万人のユダヤ人が改宗する一方で、ユダヤ人民衆を中心とする7～10万人のユダヤ人が、信仰を守ってスペインを離れた<sup>(8)</sup>。

スペインを追われたユダヤ人は、主としてポルトガル、オスマン帝国、マグリブ地方に向かった。しかし1496年末にポルトガルでもユダヤ人追放令が出され、多数のユダヤ人がイスタンブルやサロニカといったオスマン帝国治下のイスラーム諸都市への亡命を強いられた。地中海の覇権をめぐるスペインと激突したオスマン帝国は、スペインを追放されたユダヤ人の資本、軍事・産業技術、情報ネットワークに着目し、彼らを積極的に受容したのである。

16世紀後半～17世紀のスペインとポルトガルのマラーノの多くは、オランダ独立戦争、スペインのポルトガル併合、三十年戦争を契機に、イベリア半島を脱出してユダヤ教に再改宗した。とりわけ興味深いのは、1609～21年のスペイン・オランダ停戦協定であり、オランダ船がスペインとポルトガルの主要港に寄港できたため、多くのマラーノがこれを利用して、オランダに亡命することができた。17世紀の西ヨーロッパ諸国による重商主義政策の下で、追放されたユダヤ人、とりわけ多くの資本と情報ネットワークをもつ有力ユ

ダヤ人（マラーノ）の誘致は、軍事・経済的に重要な意味を有した。三十年戦争を遂行するにあたり、フェリーペ4世の宰相オリバーレスすら、マラーノの資本と情報ネットワークに依拠せざるをえなかったことは、これを象徴している<sup>(9)</sup>。

### 3. 近世的異端審問制度

カステイーリャ女王イサベル1世の王位継承問題に端を発する、1460～70年代の不安定な政治・社会情勢の中で、反コンベルソ運動が各地で再燃した。これに危機感を募らせたのが、「絶対王政」の確立を目指すカトリック両王側近の有力コンベルソであった。カトリック両王は有力コンベルソの提言を踏まえつつ、ローマ教皇シクストゥス4世から新たな（近世的）異端審問所の設立認可を取り付け、1480年セビーリャに最初の異端審問所を開設した。この異端審問所を強く支持したのが、「旧キリスト教徒」民衆であった<sup>(1)</sup>。

カトリック両王の推挙により初代異端審問長官（異端審問会議議長）には、コンベルソのドミニコ会士で、イサベル1世の聴罪司祭であったトマス・デ・トルケマダが任命され、異端審問長官の統括する異端審問会議——16世紀末まで異端審問会議参事官は4名で、異端審問長官の推挙した者の中から王権により任命——と、それに従属する各地の異端審問所から成る新たな（近世的）異端審問制度が確立したのである。地方異端審問官も異端審問長官の任命で、1492年当時16の地方異端審問管区が設定されていた。13世紀以来、アラゴン連合王国に導入されていた、ローマ教皇の主導する中世的異端審問所は、王権主導の新たな異端審問所に統合され、訴訟手続きなども継承された。新たな（近世的）異端審問所は、ローマ教皇の普遍的権威に依る教会機関たりながらも、実質的に王権の利害と緊密に結びついた国王行政機構の一部であり、異端根絶を名目に、地方特権によって分断されたスペイン各地への王権の浸透を図る権力装置でもあった<sup>(2)</sup>。

#### （ア）異端審問所の成員

被告は管轄下の地方異端審問所に身柄を送致され、基本的に地方異端審問所で裁判を受けた。しかし地方異端審問所は、事前に判決内容を異端審問会

議に送付し、その判断を仰がなければならず、月例活動報告書の提出も義務づけられていた。異端審問会議が、常に地方異端審問所の控訴・上告審裁判所として機能したとまではいえないにしても、地方異端審問所は異端審問会議の統制下に置かれた、国王行政機構の一部であったことは間違いない<sup>(3)</sup>。

地方異端審問所は正副2名の異端審問官——多くは40歳以上の聖職者——、異端審問官の指揮下に置かれた1名の検察官、判決の妥当性を検討する法律顧問（法学者や神学者）、被告に関する証言や証拠を収集する4名の捜査官——このうちの2名は被告側の証言や証拠を収集し、事実上の「弁護士」として活動——、公証人（書記）、没収財産管理官、捕吏、獄吏から構成された。これらの地方異端審問所成員は、17世紀前半まで異端審問官の指揮下に、年1回、管区内の主要都市を巡察し、異端審問裁判を実施した。中世の異端審問裁判で欠けていた「弁護士」の存在は、被告の権利擁護の上で前進ではあったが、告発者の名前が被告に伏せられたばかりか、「弁護士」は裁判開始まで弁護活動を行うことができず、裁判での証人尋問権も認められなかった。「弁護士」は異端審問官の下僚、異端審問所職員の一人にすぎなかったのである<sup>(4)</sup>。

他方、検察官は異端審問官や捜査官と一体であり、検察側証人の偽証も処罰されなかった。全面自供を拒む被告に対しては、拷問による自白の強要が認められており、大多数の被告を有罪とすることができた。その上で異端審問官は検察官や法律顧問の見解を聴取し、また他の異端審問所に調書を送付して先例の存否を確認しながら、判決を確定させたのである。異端審問記録がアルファベット順に整理され、索引が付されているのは、他管区での被告の犯罪歴や家系の照会——有罪判決を受けた多くのコンベルソが、住所や姓名を変更した——に加え、先例確認を容易にするためでもあった<sup>(5)</sup>。

### （イ）異端審問裁判

異端審問官が管区内の主要都市を巡察して異端審問裁判を実施するにあたり、当該都市のコンベルソに「恩赦期間」と呼ばれる2か月の猶予期間が与えられた。「恩赦期間」は教会正門に掲示され、この期間に異端審問所に出頭し、異端誓絶と信仰告白を行い、全面自供すると共に、他のコンベルソに

関する情報提供をしたコンベルソは恩赦された。誰が出頭したかの風評はすぐに流布し、ユダヤ教の宗教儀礼を継続するコンベルソも少なくなかったことから、多くのコンベルソが疑心暗鬼に駆られ、相次いで異端審問所に出頭した。この「恩赦期間」は異端審問所が、告発されたコンベルソの証拠や証言を収集する期間であり、異端審問官の到着直後に実施された「信仰布告」は、その一環をなすものである。「信仰布告」は12歳以上の全ての都市住民を司教座教会などに集め、カトリック擁護と異端者の告発を勧告するもので、異端審問の開始を告げる民衆説教に他ならない。「恩赦期間」の最初の標的とされたのは、在地のコンベルソ・ネットワークの結節点に位置する、元ラビや国際商業に従事する有力コンベルソであった<sup>(6)</sup>。

十分な証拠や証言が得られた段階で、検察官がコンベルソの拘留を警吏に請求し、拘留中の食費その他にあてるべく財産目録の作成も書記に要請した。その上で当該コンベルソを起訴し、裁判での被告尋問、検察官による犯罪の立証、「弁護士」の反証などを経て、異端審問官により判決が言い渡された。異端審問裁判では、拷問は十分な証拠や証言が得られない場合にほぼ限定されていた。しかし単なる噂にも証拠能力が認められており、異端審問裁判がコンベルソ抑圧装置として機能したことは否定できない<sup>(7)</sup>。

起訴されたコンベルソの多くは有罪判決を言い渡されたが、有罪判決の大部分を占めたのは、譴責、鞭打ちや財産没収であった。罪状はユダヤ教の安息日（土曜日）や伝統的葬送儀礼の遵守、ユダヤ教関連書の隠匿など比較的軽微な異端行為であり、これらの罪状で起訴されたコンベルソには、「教会との和解」が許された。「教会との和解」にあたっては、日曜や祭日に都市中心部のプラサ・マヨールで開催された、異端判決宣告式（アウト・デ・フェ）への参列を義務づけられ、名前入りのサンベニート（恥辱服）が6年間、教区教会の壁に掲げられた。有罪判決を受けたコンベルソが、三角帽子とサンベニートを身に着けて臨んだ異端判決宣告式は、「最後の審判」を可視化させた「宗教劇」——民衆教化の一環——である一方、サンベニートは「恥辱ある家系の歴史化」を意味した<sup>(8)</sup>。

有罪判決を受けたコンベルソは、地域社会の「名誉」喪失者となり、教区

司祭の監督下に置かれた。「教会との和解者」は初年度、アベマリアや使徒信経を学び、教区教会の日曜ミサに参列し、年2回の告解と金曜日の断食を義務づけられた。都市役人や医者、公証人などの「名誉」ある職業に就けず、武器の携行や馬の利用も禁止され、周囲から切り離された。再犯者は「戻り異端」として厳しく処断されたため、姓名を変え、他都市や他地域へ移動するコンベルソも少なくなかった。ドミンゲス・オルティスの研究によれば、近世スペインのコンベルソ数は20～25万人で、そのうち「教会との和解」を命じられたのは、37000～40000人ほどであった<sup>(9)</sup>。

異端審問裁判所からの召喚請求を無視して逃亡したコンベルソや、生前に異端行為を犯していることが判明した死者には、肖像火刑や遺骸火刑——「聖なる空間」である墓地からの異端者の排除を目的とした——が適用された。異端は王権と教会に対する反逆行為であったので、肖像火刑や遺骸火刑者の家族は、財産を簒奪され、官職を喪失した。重罪事犯や累積犯は「俗権に引き渡され」、都市郊外の火刑場で火刑に処されたが、火刑は異端審問官からすれば、刑罰ではなく、異端者の霊的救済を目的としたものであった<sup>(10)</sup>。

火刑者数は、異端審問管区や時期によって大きく変動した。多くのコンベルソが居住したセビーリャ、トレード、バレンシア管区で火刑者数が多く、时期的には異端審問制度が導入された直後の15世紀末～16世紀前半と17世紀半ばに集中している。前述したようにフェリーペ4世の宰相オリバーレスは、三十年戦争遂行のため、同化の不十分なポルトガル系コンベルソを多数スペインに誘致した。そのオリバーレスが失脚し、異端審問活動が再活性化したのが、17世紀半ばであった。遺骸火刑者数は不明だが、ブラスケス・ミゲールの研究によれば、スペイン全土で肖像火刑者は約3300人、実際の火刑者数は3800～4000人程度であった。このことは実際の火刑者数が、コンベルソ全体の1～2%にすぎなかったこと、コンベルソの大多数は異端審問裁判と無縁な生活を送り、スペイン社会に同化したことを意味する<sup>(11)</sup>。

#### 4. シウダー・ロドリゴのコンベルソと異端審問

シウダー・ロドリゴで異端審問所が活動を開始したのは1490年で、翌91年

には最初の異端判決宣告式が開催された。これ以降、異端審問所はコンベルソを主対象に活動を強化していくが、コンベルソ摘発が一段落したこともあり、1525～60年の異端審問記録は欠損している。しかし16世紀中葉以降、ポルトガル系コンベルソが再定住すると、異端審問所は再び活動を活発化させ、ポルトガル併合後の1584年、オランダ独立戦争中の1604年、三十年戦争介入後の1623年にシウダー・ロドリゴへの査察を行い、断続的に異端審問記録を残している。異端審問所に告発された者は148名に上るが、そのうちコンベルソは24名であった。異端審問所に告発されたコンベルソが少ないのは、ユダヤ人追放から100年ほどが経過し、コンベルソの同化が進んだことと密接な関係がある。以下、これらの異端審問記録に記載された代表的事例を取り上げ、コンベルソを取り巻く状況について一瞥したい<sup>(1)</sup>。

#### (ア) 有罪判決

シウダー・ロドリゴの異端審問裁判では、1491年に火刑に処された同市の公証人ディエゴ・アルバレスや、死後、遺骸火刑にされた聖堂参事会員の祖母ベアトリス・アルバレスのような事例が散見されるが、確信犯や重罪事犯に適用される火刑の事例は、少数である。圧倒的多数を占めるのが、譴責処分や鞭打ち、追放、財産没収、終身刑などの判決であった<sup>(2)</sup>。

シウダー・ロドリゴ近郊の小都市に住む高齢のコンベルソ男性ペロ・ロベスは、聖母像製作の寄付金を求められたとき、聖母は天国におられるので、聖母像を作る必要はないと述べたとして、2人の知人女性に告発された。彼の発言は異端的言辞と認定され、譴責処分を受けた。シウダー・ロドリゴ在住のコンベルソのガルシア・オジェーロは、聖像を床に投げつけ、三位一体を否定した罪状で、鞭打ちと追放を命じられた<sup>(3)</sup>。

シウダー・ロドリゴ司教管区内の小都市に住む35歳の靴職ファン・マルティンは、マラーノとしてバリャドリーの異端審問所で罪判決を受け、教会と和解した前科がある。しかしその後もユダヤ教の安息日（土曜日）を守り、日曜日に労働に従事したばかりか、酩酊してイエスを殺害したのはユダヤ人ではなく、聖母マリア自身だと断じた。そのため1584年と1594～95年に再犯者として二度、異端審問所に告発され、異端的言辞の放棄と異端判決宣

告式への参加、1年半の居住地からの追放、財産没収を命じられた<sup>(4)</sup>。

シウダー・ロドリゴ司教管内の小都市に住む、24歳のコンベルソ女性イサベル・ゴメスは、ユダヤ教の宗教儀礼を实践したとして、妹カタリーナに告発された。自供しなかったため拷問にかけられ、罪状を認めた。自供後、「教会との和解」を許され、財産没収と終身刑を言い渡された。姉を告発したカタリーナも、同様の理由で告発・拘束され、異端判決宣告式への参加を命じられた。「教会との和解」を許されたものの、彼女も財産没収と終身刑を宣告された<sup>(5)</sup>。家族間の不和が、カタリーナによるイサベル告発の背景にあったものと思われる。

シウダー・ロドリゴ在住の60歳のコンベルソ外科医フランシスコ・デ・ロブレスは、豚肉の忌避や異端的言辞の罪で告発され、有罪判決を受けた。その後ポルトガルへの逃亡を企てたものの、捕らえられた<sup>(6)</sup>。判決結果は不明だが、逃亡したことから火刑などの厳罰を科された可能性が大きい。

シウダー・ロドリゴ司教管内の小都市に住む、60歳の寡婦ベアトリス・エルナンデスは、拷問によりユダヤ教の宗教儀礼の实践を自供した。自供後に獄死したが、彼女の肖像画は異端判決宣告式に掲示され、財産を没収された。シウダー・ロドリゴ司教管内の小都市に住む、25歳のコンベルソ男性フランシスコ・エルナンデスも、ユダヤ教の宗教儀礼を遵守しているとして告発された。拷問の末に自供し、異端判決宣告式への参加、異端誓絶、4年間のガレー船での囚役を条件に、教会と和解することができた<sup>(7)</sup>。

シウダー・ロドリゴ司教座教会の錫杖捧持者の妻で、コンベルソのコンスタンサ・デ・カラベオは、四角い紙の上に文字と人物像を描いて悪魔儀礼を行い、真夜中に悪魔サタンと関係を結ぶ魔女として告発された<sup>(8)</sup>。判決結果は不明だが、悪魔サタンに仕えるマラーノというステレオタイプのコンベルソ像が表明されたことは、興味深い。

### (イ) 起訴猶予

その一方で、異端審問所に告発されながらも、自供や十分な証拠が得られず起訴猶予となり、釈放されるコンベルソも少数ながら確認される。

シウダー・ロドリゴ在住のコンベルソで36歳の寡婦イサベル・ヌニェス

は、亡夫の庶子によりマラーノとして告発された。豚肉やラードの忌避、ユダヤ教の安息日の遵守、ユダヤ教関連著書への耽溺、カトリックのミサへの不参加、キリスト像や聖人像を偶像崇拜として断罪したことなどが、告発理由であった。拘留され拷問にかけられたが、一貫して嫌疑を否認し続け、起訴猶予となり釈放された。シウダー・ロドリゴ在住で18歳のコンベルソ女性テオドーラ・パウラは、毎日エルサレムの方に向かって祈るものの、キリストの名を唱えたことは一度もないとして、女性奉公人から告発された。しかし彼女の「弁護士」と後見人が告発内容を全面否定したため、起訴を見送られた<sup>(9)</sup>。こうした事例の存在は、無差別にコンベルソを拘束し、拷問を加えた上で、火刑に処したとする伝統的異端審問像に、修正を迫るものである。

## 5. 結び

中世末期の封建制の危機の時代に、新たな異端審問所の開設とユダヤ人追放を提唱したのは、ユダヤ人とコンベルソの緊密な関係を熟知していたエスピーナなどのコンベルソ知識人であった。エスピーナの『信仰の砦』は、カトリック両王や側近のコンベルソ聖職者に大きな影響を与え、近世的異端審問所開設とユダヤ人追放令の道標となった。

1480年に開設された近世的異端審問所は、中世的異端審問所と訴訟手続き面で連続する一方、王権の主導する国王行政機構の一部という点で、中世的異端審問所と断絶していた。近世的異端審問所は、言語や宗教、エスニシティ、法制度を異にする多様な地域と社会から構成されるモザイク国家スペインを統合し、「絶対王政」を構築する上で不可欠の装置であり、「旧キリスト教徒」民衆の強い支持を受けた。「旧キリスト教徒」民衆の支持を確保する手段として重視されたのが、日曜や祭日にプラサ・マヨールで開催された、「宗教劇」ともいふべき異端判決宣告式であった。異端審問所——18世紀後半以降、大幅に活動を低下させた——が1834年まで存続できた一因も、そこにある。同様のことは、1865年に撤廃された「血の純潔規約」についても指摘できる。1820年の異端審問裁判を最後にスペインのコンベルソは消滅

したが、それは「同化圧力装置」としての異端審問所による、350年近くに亘る活動の所産でもあった<sup>(1)</sup>。

近世的異端審問所が最も活発に活動したのは、成立期にあたる1480～1530年代とオリバーレスの失脚した17世紀半ばであり、国際政治の動向にも左右されて、活動期と停滞期の振幅は大きかった。異端審問所の対象となったコンベルソの大多数は、長い時間をかけ徐々にスペイン社会に同化していったのであり、火刑を含む有罪判決を受けたコンベルソは、むしろ少数であった。近世エストレマドゥーラ都市シウダー・ロドリゴの異端審問裁判からも、その一端を垣間見ることができる。コンベルソを次々と拘束し、火刑に処したとする、伝統的な異端審問裁判像が、「脱神話化」されねばならない所以である。同時に家族や知人、奉公人が異端審問所への告発者となっている事例が、少なくないことにも注目すべきである。家族・隣人関係や家内奉公人との関係といった日常生活まで視野に入れた、コンベルソの全体史が模索されるべきであろう。

## 註

### 1. はじめに

- (1) M.F.García Casar, *Fontes Iudaeorum Regni Castellae, t.VI, El pasado judío de Ciudad Rodrigo*, Salamanca, 1992, pp.18,36-37; F.Sierro Malmierca, *Judíos, moriscos y inquisición en Ciudad Rodrigo*, Salamanca, 1990, pp.24, 30, 35, 73-74.
- (2) M.F.García Casar, *op.cit.*, p.40; F.Sierro Malmierca, *op.cit.*, pp.45-46; J.Blazquez Miguel, *Inquisición y criptojudaismo*, Madrid, 1988, pp.201, 213, 215.
- (3) F.Sierro Malmierca, *op.cit.*, pp.89-195.

### 2. ユダヤ人追放へ向けて

- (1) 関 哲行「スファラディム・ユダヤ人」『グローバル・ディアスポラ4』明石書店、2009年、161頁。
- (2) 同上、162頁。
- (3) 同上、162頁。
- (4) 同上、162-63頁；エリー・ケドゥリー編（関 哲行、立石博高、宮前安子訳）『スペインのユダヤ人』平凡社、1995年、243-44頁。
- (5) A.Meyuhás Ginio, *Fontes Iudaeorum Regni Castellae, t.VIII*, Salamanca, 1998, pp.13-32, 61.

- (6) *Ibid.*, pp.61-81, 90-100.
- (7) 関 哲行「スファラディム」、163頁。
- (8) 同上、163-64頁。
- (9) 同上、164頁。
3. 近世的異端審問制度
- (1) 関 哲行「スファラディム」、163頁；J.Blazquez Miguel, *op.cit.*, p.84.
- (2) 関 哲行「スファラディム」、163頁；H.Beinart, *Los conversos ante el tribunal de la inquisición*, Barcelona, 1983, pp.46, 56; J.Pérez, *Breve historia de la inquisición en España*, Barcelona, 2009, pp.99-100.
- (3) H.Beinart, *op.cit.*, p.103; J.Blazquez Miguel, *op.cit.*, p.195; A.Domínguez Ortiz, *La clase social de los conversos en Castilla en la edad moderna*, Granada, 1991, p.29; J.Pérez, *op.cit.*, p.100; H.Kamen, *La inquisición española. Una revisión histórica*, Barcelona, 2011, p.140.
- (4) J.Blazquez Miguel, *op.cit.*, pp.87,148-49; H.Beinart, *op.cit.*, pp.25, 115, 130, 161-68; B.Braunstein, *The Chuetas of Majorca. Conversos and the Inquisition of Majorca*, New York, 1972, pp.16-17.
- (5) J.Blazquez Miguel, *op.cit.*, pp.87, 148-49; H.Beinart, *op.cit.*, pp.129, 204-05.
- (6) H.Beinart, *op.cit.*, pp.107-12; F.Sierro Malmierca, *op.cit.*, pp.90-91.
- (7) H.Beinart, *op.cit.*, pp.122-37.
- (8) B.Braunstein, *op.cit.*, pp.27-33.
- (9) *Ibid.*, pp.118,207-11; A.Domínguez Ortiz, *Los judeoconversos en la España moderna* (以下、*Los judeoconversos ...* と略記), Madrid, 1992, pp.43, 246.
- (10) H.Beinart, *op.cit.*, pp.211-13; B.Braunstein, *op.cit.*, pp.26-27.
- (11) J.Blazquez Miguel, *op.cit.*, pp.306-18; A.Domínguez Ortiz, *Los judeoconversos ...*, pp.243-44.
4. シウダー・ロドリゴのコンベルソと異端審問
- (1) F.Sierro Malmierca, *op.cit.*, pp.38, 89-195.
- (2) *Ibid.*, pp.38-39.
- (3) *Ibid.*, pp.78, 128.
- (4) *Ibid.*, pp.113, 139, 176.
- (5) *Ibid.*, pp.128-32.
- (6) *Ibid.*, pp.136-37.
- (7) *Ibid.*, pp.176-77, 183.
- (8) *Ibid.*, pp.98-99.
- (9) *Ibid.*, pp.178-80.
5. 結び
- (1) J.Blazquez Miguel, *op.cit.*, pp.276-77；エリー・ケドゥリー編、前掲書、263-64頁。